議員提出議案第８号

遺伝子組み換え食品に関する意見書

このことについて、下記のとおり内閣総理大臣、厚生大臣、農林水産大臣、自治大臣、総務庁長官に意見書を提出する。

平成９年６月２４日

提出者　三朝町議会議員　岩　本　君　美
提出者　三朝町議会議員　岡　本　岩　夫
賛成者　三朝町議会議員　倉　本　良　人
賛成者　三朝町議会議員　御　舩　征　夫

平　成９年６月２４日 原案可決
三朝町議会議長 西村武津美

遺伝子組み換え食品に関する意見書

組み換えＤＮＡ技術で微生物等の遺伝子を作物に組み込み、除草剤や害虫に抵抗力を持つと言われるいわゆる「遺伝子組み換え技術応用食品」の輸入が本格化されようとしている。近々、この作物による食料油やフライドポテトなどの食品が家庭でも食されるとともに、学校給食用としても活用される見通しである。日本の大豆や菜種の自給率が極めて低いことから今後大量に輸入される可能性がある。

厚生省は、大豆や菜種など７品目について、「安全性に問題はない」として輸入を認めたが、国民の中にはこの遺伝子組み換え食品の安全性については、「遺伝子そのものは問題がないとしても、新たに作り出された酵素が健康障害やアレルギーなど身体に悪影響を及ぼすのではないか」「遺伝子組み換え作物は除草剤に耐性を持つため、農薬使用が増加するのではないか」など不安を抱くものもいる。

国民の不安を解消するためには、必要な情報の公開を一層促進し消費者に選択の権利を確保する必要があるが、表示については国において積極的な動きは見られない。

よって、政府におかれては、遺伝子組み換え食品の安全性の確認に務め、国民への情報の公開を行うとともに、食品添加物と同様に遺伝子組み換え食品の表示の義務づけを早急に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条第２項の規定により意見書を提出する。

平成９年６月２４日

鳥　取　県　三　朝　町　議　会